

○埼玉県警察公印規程

昭和38年11月25日

警察本部訓令第14号

警察本部長

埼玉県警察公印規程を次のように定める。

埼玉県警察公印規程

(目的)

第1条 この訓令は、別に定めがあるもののほか、埼玉県警察における公印に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(公印の名称等)

第2条 公印の名称、制式及び保管責任者は、別表のとおりとする。

(公印の取扱責任者)

第3条 公印（出納員印及び分任出納員印を除く。）の保管責任者は、所属の次席又は附置機関の長を取扱責任者に指定し、自己の保管に係る公印の保管及び取扱いをさせることができる。

2 総務部総務課の取扱責任者は、埼玉県警察本部印及び埼玉県警察本部長印を執務時間外において、埼玉県警察本部の当直に関する訓令（平成4年埼玉県警察本部訓令第29号）第6条に規定する当直長（以下「総合当直長」という。）に保管及び取扱いをさせることができる。

3 警察署の取扱責任者は、埼玉県警察署印及び埼玉県警察署長印を執務時間外において、埼玉県警察処務規程（昭和38年埼玉県警察本部訓令第12号）第32条に規定する総括管理者（以下「総括管理者」という。）に保管及び取扱いをさせることができる。

4 警察署の取扱責任者は、埼玉県警察署長印（専決用）を執務時間内において、警察署の課長又は課長代理（警部以上の階級にある警察官又はこれと同等の職にある一般職員に限る。以下「課長等」という。）に保管及び取扱いをさせることができる。

(公印の登録)

第4条 公印は、公印登録簿（別記様式1）にその印影を登録しなければならない。

2 公印登録簿は、総務部総務課において保管するものとする。

(公印の使用)

第5条 公印の使用は、次の各号に定めるところによる。

(1) 埼玉県警察本部印及び埼玉県警察本部長印は、保管責任者、取扱責任者又は総合当直長が

押印をする文書と決裁文書の提示を求め、照合し、適当と認めたときに押印するものとする。

(2) 埼玉県警察署長印（専決用）は、埼玉県警察事務決裁規程（平成9年埼玉県警察本部訓令第33号）第6条に規定する専決を行った場合に限り、当該専決を行った取扱責任者又は課長等が押印することができる。

(3) 前2号に規定する公印以外の公印は、保管責任者、取扱責任者又は総括管理者が決裁を経た原議であることを確認した後に押印するものとする。ただし、総括管理者が使用することができる公印は、埼玉県警察署長印及び埼玉県警察署印に限る。

（印影の印刷）

第5条の2 公印の印影又はその縮小したものを印刷しようとするときは、別記様式2により警察本部長（以下「本部長」という。）の承認を受けなければならない。

2 印影を印刷した用紙は、厳重に保管し、不用となったときは、当該用紙を破砕、熔解、焼却等他に不正な利用をされない方法により処分しなければならない。

（公印の新調、廃止等）

第6条 保管責任者は、公印を新調、改刻又は廃止する必要があると認めるときは、別記様式3により本部長に申請しなければならない。

2 公印を廃止したときは、保管責任者は、不用となった公印を総務部総務課長（以下「総務課長」という。）に引継がなければならない。

3 保管責任者は、公印に関し紛失その他の事故が生じたときは、速やかに本部長に報告しなければならない。

4 総務課長は、公印の新調、改刻又は廃止のあつたつど必要な事項を公印登録簿に記載し、整理しておかななければならない。

（補則）

第7条 この訓令に定めるもののほか、公印の保管及び取扱いに関し必要な事項については、別に定める。

附 則

1 この訓令は、昭和39年1月1日から施行する。

2 この訓令施行の際、別表に定める公印に相当するもので現に使用中のものは、当分の間これを使用することができる。

附 則（昭和39年9月25日警察本部訓令第18号）

この訓令は、昭和39年9月25日から施行する。

附 則（昭和40年7月8日警察本部訓令第15号）

この訓令は、昭和40年7月8日から施行する。

附 則（昭和42年12月1日警察本部訓令第27号）

この訓令は、昭和42年12月1日から施行する。

附 則（昭和43年6月13日警察本部訓令第17号）

この訓令は、昭和43年7月1日から施行する。

附 則（昭和44年3月8日警察本部訓令第9号）

この訓令は、昭和44年3月8日から施行する。

附 則（昭和44年7月9日警察本部訓令第17号）

この訓令は、昭和44年7月9日から施行する。

附 則（昭和46年7月14日警察本部訓令第17号）

この訓令は、昭和46年8月1日から施行する。

附 則（昭和48年5月23日警察本部訓令第13号）

この訓令は、昭和48年5月23日から施行する。

附 則（昭和49年3月28日警察本部訓令第12号）

この訓令は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則（昭和51年3月30日警察本部訓令第7号）

1 この訓令は、昭和51年4月1日から施行する。

2 この訓令施行の際、他の埼玉県警察本部訓令中「防犯警ら部」とあるうち、防犯少年課、保安課及び生活課に係るものについては「防犯部」、外勤課、通信指令課及び自動車警ら隊に係るものについては「警ら部」と読み替えるものとする。

附 則（昭和53年3月14日警察本部訓令第5号）

この訓令は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則（昭和53年8月1日警察本部訓令第16号）

この訓令は、昭和53年8月1日から施行する。

附 則（昭和54年6月11日警察本部訓令第13号）

この訓令は、昭和54年6月11日から施行する。

附 則（昭和54年11月26日警察本部訓令第24号抄）

（施行期日）

第1条 この訓令は、昭和55年1月1日から施行する。

附 則（昭和55年3月29日警察本部訓令第9号）

この訓令は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則（昭和60年3月29日警察本部訓令第13号）

この訓令は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（昭和62年3月11日警察本部訓令第7号）

この訓令は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（昭和63年3月28日警察本部訓令第9号）

この訓令は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（昭和63年12月7日警察本部訓令第23号）

この訓令は、昭和64年1月1日から施行する。

附 則（平成元年3月29日警察本部訓令第9号）

この訓令は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成元年10月2日警察本部訓令第19号）

この訓令は、平成元年10月2日から施行する。

附 則（平成3年3月29日警察本部訓令第10号）

この訓令は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成4年3月17日警察本部訓令第10号）

この訓令は、平成4年3月17日から施行する。

附 則（平成5年3月26日警察本部訓令第17号）

この訓令は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成6年1月10日警察本部訓令第2号）

この訓令は、平成6年1月10日から施行する。

附 則（平成8年6月5日警察本部訓令第12号）

この訓令は、平成8年6月5日から施行し、平成8年4月1日から適用する。

附 則（平成8年9月12日警察本部訓令第17号）

この訓令は、平成8年9月12日から施行する。

附 則（平成9年3月31日警察本部訓令第12号）

この訓令は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成10年6月1日警察本部訓令第14号）

この訓令は、平成10年6月1日から施行する。

附 則（平成12年3月31日警察本部訓令第13号）

この訓令は、平成12年4月1日から施行する〔以下略〕

附 則（平成12年4月28日警察本部訓令第22号）

この訓令は、平成12年5月1日から施行する。

附 則（平成14年3月26日警察本部訓令第11号）

この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成14年3月29日警察本部訓令第18号）

この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成14年12月18日警察本部訓令第50号）

この訓令は、平成15年1月1日から施行する。

附 則（平成15年3月31日警察本部訓令第16号）

1 この訓令は、平成15年4月1日から施行する。〔後略〕

附 則（平成16年3月31日警察本部訓令第16号）

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年4月28日警察本部訓令第19号）

この訓令は、平成16年5月1日から施行する。

附 則（平成19年9月25日警察本部訓令第30号）

この訓令は、平成19年10月1日から施行する。

附 則（平成20年3月6日警察本部訓令第4号）

この訓令は、平成20年3月6日から施行する。

附 則（平成20年3月31日警察本部訓令第10号）

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月6日警察本部訓令第3号）

この訓令は、平成21年3月9日から施行する。

附 則（平成22年3月30日警察本部訓令第12号）

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年12月1日警察本部訓令第35号）

この訓令は、平成22年12月1日から施行する。

附 則（平成24年4月6日警察本部訓令第13号）

この訓令は、平成24年4月6日から施行する。

附 則（平成24年4月27日警察本部訓令第18号）

この訓令は、平成24年5月1日から施行する。

附 則（平成26年1月24日警察本部訓令第3号）

この訓令は、平成26年2月1日から施行する。

附 則（平成26年3月26日警察本部訓令第21号）

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年5月1日警察本部訓令第31号）

この訓令は、平成26年5月1日から施行する。

附 則（平成26年7月14日警察本部訓令第38号）

この訓令は、平成26年8月1日から施行する。

附 則（平成27年5月8日警察本部訓令第25号）

この訓令は、平成27年6月1日から施行する。

附 則（平成27年6月26日警察本部訓令第29号）

この訓令は、平成27年7月1日から施行する。

附 則（平成27年8月3日警察本部訓令第33号）

この訓令は、平成27年8月3日から施行する。

附 則（平成29年3月21日警察本部訓令第8号）

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年9月27日警察本部訓令第22号）

この訓令は、平成29年10月1日から施行する。

附 則（平成31年3月22日警察本部訓令第11号）

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年5月31日警察本部訓令第2号）

この訓令は、令和元年6月1日から施行する。

附 則（令和3年9月7日警察本部訓令第24号）

この訓令は、令和3年9月16日から施行する。

附 則（令和5年3月15日警察本部訓令第10号）

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

【様式別表省略】